

市町村における歯科健診

歯科健診時に子どもと保護者を両方ともみる目をもつ(歯科衛生士・保健師共に)

- 不自然な繰り返しの外傷(口と体)や打撲など
- ランパントカリエス(多数のむし歯)
- 体や衣服の汚れや体臭など
- 子どもの歯の重症度にそぐわない態度
- 口だけでなく子どもの発達障害と保護者の精神障害の可能性
- 不自然な親子関係の関わり方など(兄弟姉妹の多さなど)

歯科健診結果開示による歯科からの経年変化の評価と検証による必要な支援と啓発活動が必要

市町村における1.6歳児・3歳児歯科健診の場において児童虐待を見つける機会があります。多数のう蝕を有する子どもや、保護者によるブラッシングが行われておらず口腔衛生状態の大変悪い子ども、また歯の破折や損傷の見られる子どもを見かけた場合、歯科医師や歯科衛生士は保護者の様子もよく観察し、育児に関する問診や相談を行う必要があります。その際、母子手帳に記載されている情報が大きな助けとなります。親が記入すべき項目がきちんと記載されているかどうか、出生時から現在までの発育・発達状態、間食を含めた摂食行動などから育児に対する関心や不安な点、その家庭環境を探ることができます。また、市町村の保健師と連携をとることも必要になってきます。そのため担当する歯科医師、歯科衛生士、保健師との間でどのように対処していくか話し合っておく必要があります。ただし、何らかの理由で健診を受診していない子ども達の中には問題を抱えている家庭である場合があります。

むしろ健診に来る子どもよりも深刻な状態になっている可能性もあるので、他の健診も受診していないような場合には市町村要保護児童対策地域協議会に連絡をする必要があります。

虐待を疑う兆候を見つけた場合

- 歯科医師も子育ての支援に重要だと認識してください。
- 非難するのではなく、健康診断に来てよかったと思ってもらえるようにしてください。
- 健康診断後のカンファレンスを活用し、医師・保健師さんなどと情報交換・援助を検討してください。
- 健康診断に来なかった児童について、その理由に注意してください。

幼稚園・保育園・学校での歯科健診

歯科健診時に子どもをよくみる（養護教諭・担任・校長、教諭共に）

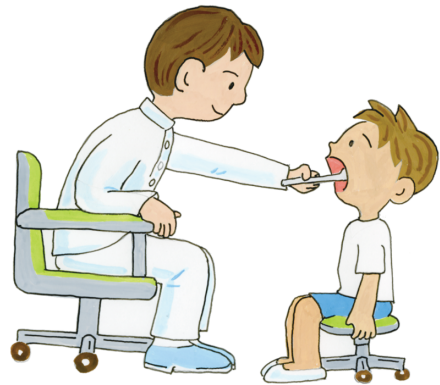
- 多数のむし歯や治療勧告放置による未処置歯の多さ
- 不自然な繰り返しの外傷（口と体）や打撲
- 体や衣服の汚れや体臭など
- 年齢にそぐわない低身長・低体重・栄養障害が疑われる

歯科健診結果開示による歯科からの経年変化の評価と検証による必要な支援と再評価と各学年に応じた啓発活動が必要

不登校の子ども達や障害を持つ子ども達への特別な支援体制作りの必要性

園歯科医や学校歯科医は歯科健診や歯科口腔保健の教育啓発活動を通じて子どもたちに接する機会を持ちます。

歯科健診の際、う蝕や咬合問題等の疾患の発見、治療勧告だけで終わらないように心掛ける必要があります。市町村での健診と同様に、多数のう蝕や外傷歯の既往が多い場合注意が必要です。多数歯う蝕や未処置歯が多い場合や、治療勧告や歯科保健指導後も治療が行われず改善が認められない場合には、養護教諭や担任教諭と連携し普段の子どもの状態、保護者と子どもの関係を把握し、虐待が疑われる場合は関係機関に相談する必要があります。



情報交換のポイント

- 過去の健康診断結果と比較し養護教諭と相談する。
- 痛みを伴うのか？ 学習に影響があるか？
- う蝕が原因の痛みを感じており、保健室へたびたび行くことがないか？
- う蝕がひどいため咬合がうまくできず、運動などの低下が認められるか？
- 咀嚼がうまくできず、給食を残してしまう・極端に時間がかかる等。
- 学校生活や家庭における生活が円滑に行えているのかどうか？
- 家庭の環境上、やむを得なかったのか？
- その児童が歯科治療に対し「恐怖心」をもっているのか？
- 学校において今後どのように関わられるのか？